

新潟県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

**新潟県規則第 8 号**

新潟県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

**第 1 条** 新潟県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																
<p><b>第 9 号様式</b>（第16条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">狩猟者登録申請書 （略） （略）</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">（略） <b>新潟県収入証紙貼付欄</b></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">（略）</td> <td style="width: 40%; text-align: center;"><b>2 放鳥獣猟区の区域</b></td> </tr> </table> <p><b>(3) 狩猟税の減免事由（該当する場合には、記載すること。）</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">                     1 対象鳥獣捕獲員である。 対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称（                    ）                      2 申請前1年以内に、鳥獣の捕獲等の許可を受け、当該許可に係る捕獲等をした者である。                      3 申請前1年以内に、鳥獣の捕獲等の許可を受けた者の従事者として、捕獲等に従事した者である。                 </td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> </table> <p>（略）</p> <p>記載上の注意事項</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">                     1 （略）                      2 文字は、<u>楷書</u>で明瞭に記載すること。                       3～6 （略）                 </td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> </table> <p>添付書類 狩猟により生ずる危害の防止又は損害の賠償について環境省令で定める要件を備えていることを証する書面及び狩猟税の減免事由に該当する場合にあっては、それぞれ環境省令で定める必要な資料</p> <p>注 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、</p>	狩猟者登録申請書 （略） （略）	（略） <b>新潟県収入証紙貼付欄</b>	（略）	<b>2 放鳥獣猟区の区域</b>	1 対象鳥獣捕獲員である。 対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称（                    ） 2 申請前1年以内に、鳥獣の捕獲等の許可を受け、当該許可に係る捕獲等をした者である。 3 申請前1年以内に、鳥獣の捕獲等の許可を受けた者の従事者として、捕獲等に従事した者である。		1 （略） 2 文字は、 <u>楷書</u> で明瞭に記載すること。  3～6 （略）		<p><b>第 9 号様式</b>（第16条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">狩猟者登録申請書 （略） （略）</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">（略） <b>新潟県収入証紙 よう付欄</b></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">（略）</td> <td style="width: 40%; text-align: center;"><b>2 放鳥銃猟区の区域</b></td> </tr> </table> <p><b>(3) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別（対象鳥獣捕獲員である場合には、対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称を記載すること。）</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">                     1 対象鳥獣捕獲員である。 対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称（                    ）                 </td> <td style="width: 50%;">                     2 対象鳥獣捕獲員でない。                 </td> </tr> </table> <p>（略）</p> <p>記載上の注意事項</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">                     1 （略）                      2 文字は、<u>かい書</u>で明瞭に記載すること。                       3～6 （略）                 </td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> </table> <p>添付書類 狩猟により生ずる危害の防止又は損害の賠償について環境省令で定める要件を備えていることを証する書面</p> <p>注 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、</p>	狩猟者登録申請書 （略） （略）	（略） <b>新潟県収入証紙 よう付欄</b>	（略）	<b>2 放鳥銃猟区の区域</b>	1 対象鳥獣捕獲員である。 対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称（                    ）	2 対象鳥獣捕獲員でない。	1 （略） 2 文字は、 <u>かい書</u> で明瞭に記載すること。  3～6 （略）	
狩猟者登録申請書 （略） （略）	（略） <b>新潟県収入証紙貼付欄</b>																
（略）	<b>2 放鳥獣猟区の区域</b>																
1 対象鳥獣捕獲員である。 対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称（                    ） 2 申請前1年以内に、鳥獣の捕獲等の許可を受け、当該許可に係る捕獲等をした者である。 3 申請前1年以内に、鳥獣の捕獲等の許可を受けた者の従事者として、捕獲等に従事した者である。																	
1 （略） 2 文字は、 <u>楷書</u> で明瞭に記載すること。  3～6 （略）																	
狩猟者登録申請書 （略） （略）	（略） <b>新潟県収入証紙 よう付欄</b>																
（略）	<b>2 放鳥銃猟区の区域</b>																
1 対象鳥獣捕獲員である。 対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称（                    ）	2 対象鳥獣捕獲員でない。																
1 （略） 2 文字は、 <u>かい書</u> で明瞭に記載すること。  3～6 （略）																	

横2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものを貼り付け、これと同様のもの1枚を申請書に添付すること。

横2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものをはり付け、これと同様のもの1枚を申請書に添付すること。

**第2条** 新潟県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前												
<b>第9号様式（第16条関係）</b> （表）	<b>第9号様式（第16条関係）</b> （表）												
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">狩猟者登録申請書 （略）</td> <td style="width: 50%;">（略）</td> </tr> <tr> <td>           下記のとおり狩猟者登録を受けたいので、<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条の規定により申請</u>します。            （略）            （略）         </td> <td></td> </tr> </table>	狩猟者登録申請書 （略）	（略）	下記のとおり狩猟者登録を受けたいので、 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条の規定により申請</u> します。 （略） （略）		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">狩猟者登録申請書 （略）</td> <td style="width: 50%;">（略）</td> </tr> <tr> <td>           下記のとおり狩猟者登録を受けたいので、<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条の規定により申請</u>します。            （略）            （略）         </td> <td></td> </tr> </table>	狩猟者登録申請書 （略）	（略）	下記のとおり狩猟者登録を受けたいので、 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条の規定により申請</u> します。 （略） （略）					
狩猟者登録申請書 （略）	（略）												
下記のとおり狩猟者登録を受けたいので、 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条の規定により申請</u> します。 （略） （略）													
狩猟者登録申請書 （略）	（略）												
下記のとおり狩猟者登録を受けたいので、 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条の規定により申請</u> します。 （略） （略）													
（裏）	（裏）												
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>(3) 狩猟税の減免事由（該当する場合には、記載すること。）</td> </tr> <tr> <td>           1 （略）  <u>2 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であり、かつ、申請前1年以内に、新潟県内で認定鳥獣捕獲等事業者の従事者証に係る従事者として、捕獲等に従事した者である。</u>            3 （略）            4 （略）            （略）         </td> </tr> <tr> <td>(6) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項</u></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> </tr> </table>	（略）	(3) 狩猟税の減免事由（該当する場合には、記載すること。）	1 （略） <u>2 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であり、かつ、申請前1年以内に、新潟県内で認定鳥獣捕獲等事業者の従事者証に係る従事者として、捕獲等に従事した者である。</u> 3 （略） 4 （略） （略）	(6) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項</u>	（略）	（略）	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>(3) 狩猟税の減免事由（該当する場合には、記載すること。）</td> </tr> <tr> <td>           1 （略）            2 （略）  <u>3 （略）</u>            （略）         </td> </tr> <tr> <td>(6) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項</u></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> </tr> </table>	（略）	(3) 狩猟税の減免事由（該当する場合には、記載すること。）	1 （略） 2 （略） <u>3 （略）</u> （略）	(6) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項</u>	（略）	（略）
（略）													
(3) 狩猟税の減免事由（該当する場合には、記載すること。）													
1 （略） <u>2 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であり、かつ、申請前1年以内に、新潟県内で認定鳥獣捕獲等事業者の従事者証に係る従事者として、捕獲等に従事した者である。</u> 3 （略） 4 （略） （略）													
(6) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項</u>													
（略）													
（略）													
（略）													
(3) 狩猟税の減免事由（該当する場合には、記載すること。）													
1 （略） 2 （略） <u>3 （略）</u> （略）													
(6) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項</u>													
（略）													
（略）													

**附 則**

この規則中第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条の規定は同年5月29日から施行する。